

# 「グループホーム庄屋の里」

## 重要事項説明書・入居契約書・個人情報に関する同意書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(大分市指定 第 4490100916 号)

当事業所は、ご契約者に対して認知症対応型共同生活介護および、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 入居中の医療の提供について
7. 入退居に当たっての留意事項
8. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）
9. 緊急時の対応について
10. 残置物引取人
11. 苦情の受付について
12. 重要事項説明書付属文書

入居年月日	年 月 日
契約者氏名	
説明者	(職名) (氏名)

医療法人社団 親和会

## 1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 医療法人社団 親和会
- (2) 所在地 大分県大分市大字上判田 3433 番地
- (3) 電話・FAX 電話：097-597-0093 FAX：097-597-6231
- (4) 代表者氏名 理事長 衛藤 龍
- (5) 設立年月日 昭和 43 年 10 月 1 日

## 2. ご利用事業所

事業所名の名称	グループホーム庄屋の里
介護保険指定事業所番号	令和 2 年 4 月 1 日指定大分市 4490100916 号
事業の目的	医療法人社団親和会が開設するグループホーム庄屋の里が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援 2 の状態にある高齢者に対し、適切な指定事業を提供することを目的とする。
施設の所在地	〒870-1113 大分県大分市大字中判田 1950 番地 6
電話・FAX	電話：097-597-8570 FAX：097-597-8571
責任者	山名 裕子
運営方針	認知症対応型共同生活介護サービスを提供し明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。又、入居者の自立を支援し、生活の向上に資するサービスを提供、入居者の意欲を高めるような適切な働きかけ、入居者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行っていきます。
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日
利用定員	18 名

## 3. 居室等の概要

居室・設備の種類	数	備 考
ユニット型個室	18	9 名×2 ユニット
共同生活室	2	
浴 室	2	
台 所	2	
トイレ	6	

※居室の変更について

入居者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定いたします。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族と協議の上で決定いたします。

#### 4. 職員の配置状況・主な職種の勤務体制

職 種		配置状況	勤務体制	
管理者		2名	早出	7:00～16:00
計画作成担当者		2名	日勤	8:30～17:30
介護職員		12名以上	遅出	10:00～19:00
			夜勤	17:00～ 9:00

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合があります。

##### 【介護保険給付の対象となるサービス】

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割、8割、7割が介護保険から給付されます。

食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所では管理栄養士が作成した献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を配慮した食事を提供します。</li> <li>・入居者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただきますが身体の状態によっては居室で食事をとっていただく場合もあります。</li> <li>・食事を一人で食べられない方には食事介助をいたします。</li> </ul>
清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴は週2回行います。身体の状態により入浴ができない場合は、体調に応じて清拭を行います。</li> <li>・洗身、洗髪ができない方には職員が介助し、口腔衛生の介助も行います。</li> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助が必要な入居者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やオムツ交換を行います。</li> <li>・入居者の排泄リズムを把握した上で、適切な排泄の支援を行います。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為、出来ることは可能な限り自分で行えるよう、安全を確保しつつ動作支援を行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日健康チェックを行い、健康管理と異常の早期発見に努めます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の入浴、排泄、食事及びその他の家事は原則として入居者と介護従事者が共同で行うよう努めます。</li> <li>・入居者の趣味又は趣向に応じた活動の機会を提供します。</li> <li>・入居者、家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</li> <li>・常に入居者の心身の状況や、置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者、家族に対して、その相談に応じると共に、必要な支援を行います。</li> <li>・常に家族と連携を図り、入居者・家族との交流の機会を確保します。</li> </ul>

## 【サービス利用料金】

### (1) 介護保険給付サービス利用料金

【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費】

(1日当たり)

単位：円

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	7,490	7,530	7,880	8,120	8,280	8,450
自己負担 (1割)	749	753	788	812	828	845
自己負担 (2割)	1,498	1,506	1,576	1,624	1,656	1,690
自己負担 (3割)	2,247	2,259	2,364	2,436	2,484	2,535

### (2) その他加算

#### ① 全入居者対象の加算

単位：円

項 目	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	180/日	18	36	54
医療連携体制加算 (Ⅰ) ロ	470/日	47	94	141
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	1,000/月	100	200	300
科学的介護推進体制加算	400/月	40	80	120
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	1,200/月	120	240	360
口腔衛生管理体制加算	300/月	30	60	90
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	100/月	10	20	30

※介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 総単位数×18.6%

#### ② 対象者のみの加算

単位：円

項 目	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)	
初期加算 (30日間)	300/日	30	60	90	
入院時加算 (6日間)	2,460/日	246	492	738	
退居時情報提供加算	2,500/1回	250	500	750	
看取り介護加算	31日以上 45日以下	720/日	72	144	216
	4日以上 30日以下	1,140/日	114	228	342
	死亡の前日、前々日	6,800/日	680	1,360	2,040
	死亡日	12,800	1280	2,560	3,840

※入居者が介護認定を受けていない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただく場合があります。

※介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更いたします。

## (2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

居住費	58,000円/月（月途中の入退居の場合、2,000円/日とし58,000円を限度額とします。） ※入院された場合は、通常の料金を頂きます。
食費	1,500円/日（30日の場合は45,000円）
管理費 （水道光熱費等）	600円/日（30日の場合は18,000円）
理美容	・ご希望の方は、月に1度の訪問理美容が利用できます。料金表に応じた実費をご負担いただきます。
日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で以下のものは、入居者ご負担いただきます。 ●レクリエーション活動等で個人的に材料として購入するもの。 ●電気代として、お持ち込み電化製品1台につき1日50円ご負担いただきます。 ●日常生活用品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用。
領収書の再発行	・領収書の再発行は、1ヶ月分につき200円のご負担を頂きます。
複写物	・入居者は、サービス提供について、所定の手続き後に閲覧することができますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 ・利用料金：1枚につき10円
その他	・入居者が退居していただく場合にもかかわらず、居室を明け渡さない場合等に本来の退居していただく日から現実に居室が明け渡される日までの期間に係る料金。 ●入居者の要介護度に応じた介護報酬の全額 ●入居者が要介護認定で自立又は要支援1と判定された場合は直近の要介護度に応じた介護報酬の全額

## (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し毎月10日に前月分の請求書を発行しますので、窓口支払いの方はその月の月末までにお支払いください。また、口座振替の方は、毎月27日（土日祝祭の場合は翌営業日）引き落とし、手数料はご利用者様負担となっております。入居者又はご家族から入居者の支払いを受けた場合は、入居者及びご家族が指定する送付先に対して領収書を送付します。

## 6. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記医療機関と協力医療機関契約を結んでおりますので、診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関の専門外及び緊急を要する場合にはこの限りではありません。

《協力医療機関》

名 称	住 所	電話番号
医療法人社団親和会 えとう内科病院	大分市中判田 1428 番地 1	097-597-6150
医療法人社団親和会 衛藤病院	大分市上判田 3433 番地	097-597-0093
大分市医師会立 アルメイダ病院	大分市大字宮崎 1509-2	097-569-3121
なないろ歯科	大分市中戸次 5111-9	097-548-8241

※受診につきましては、ご家族様にご相談し、ご協力をお願いする場合がございます。

## 7. 入退居にあたっての留意事項

- |   |
|---|
| ①指定事業所は、要介護者・要支援者2であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者であり、次のいずれかに該当する場合は対象から除かれます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う場合</li><li>・認知症の症状に伴う著しい行動異常がある場合</li><li>・認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合</li></ul> |
| ②入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。   |
| ③利用者が入院治療を要する者であること等サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な介護保険施設及び、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。  |

## 8. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）

ご契約者は、以下のような事由がない限り継続してサービスを受けることができますが、下記の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約を終了し、入居者に退居していただくこととなります。

① 介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
② 事業者が解散・破産・やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
③ 事業所の滅失や重大な損失により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は辞退した場合
⑤ 入居者が他の介護保険施設等へ入所することが決定し、その施設の側で受け入れが可能となった場合
⑥ 入居者から退居の申し出があった場合（下記参照）
⑦ 事業者から退居の申し出があった場合（下記参照）

(1) 入居者からの申し出により退居する場合（中途解約・契約解除）

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できない場合
② 入居者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める生活介護サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の入居者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には当施設から退居していただくことがあります。

⑦ 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑧ 入居者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
⑨ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑩ 入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合
⑪ 入居者に医療機関への入院の必要性が生じた場合

(3) 当事業所に入居中に医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下の通りです。

<p>① 検査入院等、3ヶ月以内の入院の場合</p> <p>3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び当事業所に入居できます。 但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。</p> <p>② 入居者に医療行為が必要となった場合</p> <p>入居者及びご家族と協議したうえで、契約を解除することがあります。 この場合には、施設を退居していただくこととなりますが、退居にあたって必要な援助をさせていただきます。</p>
--

#### (4) 円滑な退居のための援助

入居者が当事業所を退居する場合は、入居者の希望により事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

### 9. 緊急時における対応方法について

入居者へのサービス提供時において、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医、入居者及び代理人が指定する者に対し連絡を行う等必要な処置を講じます。

当事業所は、入居者に対し受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

当事業所は、入居者に対し、事業者介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者及び代理人が指定するものに対し、連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

### 10. 残置物引取人

退居された後、当事業所に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入居者または残置物引取人にご負担いただきます。また、残置物引取人は代理人がこれにあたります。

### 11. 苦情の受付

当事業所における苦情・要望・ご相談は以下の窓口で受け付けます。

事業所の窓口	担当者 山名 裕子 受付時間 8：30～17：30 電話番号 097-597-8570
大分市役所長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2-31第2庁舎2階 電話番号 097-534-6111 受付時間 8：30～17：15
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2-3-12 5階 電話番号 097-534-8470 受付時間 9：00～17：00
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-4-41 2階 電話番号 097-558-0300 受付時間 9：00～17：00

## 重要事項説明書付属文書

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 699.08 m<sup>2</sup>
- (3) 関連施設

衛藤病院	大分市大字上判田 3433 番地
えとう内科病院	大分市大字中判田 1428 番地の 1
介護老人保健施設親和園	大分市大字中判田 1428 番地の 1
はんだ介護保険支援センター	大分市大字中判田 1950 番地の 1
はんだヘルパーステーション	大分市大字中判田 1428 番地の 1
住宅型有料老人ホーム和らぎ里	大分市大字中判田 1950 番地の 1

- (4) 事業所の周辺環境

美しい豊かな緑に、恵まれた立地環境。また、近隣施設による医療・福祉・保健の連携の中で入居者の健康増進、安心した生活の実現が目指せます。

### 2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

管理者	1. 従業者及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に、法令において規定されている（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。
計画作成担当者	1. 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2. 入居者及び家族へ介護サービスの内容を説明し同意を得ると共に介護計画に沿ったサービス提供がなされているか、継続的に確認します。
介護職員	入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

○入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後に作成する「(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画」に定めます。

「(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画」の作成及び変更は次の通り行います。

①当事業所の計画作成担当者に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は介護計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定いたします。



③介護計画が変更された場合、もしくは入居者及びその家族等の必要に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びその家族等と協議して、介護計画を変更します。



④介護計画が変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、入居者に対してサービスを提供するにあたり下記のことを遵守します。

- (1) 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、協力医療機関と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認のうえでサービスを提供します。
- (3) 入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請に必要な援助を行います。
- (4) 記録について

入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求に応じ所定の手続き後に閲覧でき、複写物を交付します。

- (5) 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。消防計画に基づき年2回、定期的に避難・救出・その他の訓練を行います。

## 5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持ち込み品の制限	利用にあたり、持ち込み品は事前にご相談ください。なお、以下のものは原則として持ち込むことができません。 ●ペット等動物類、危険物（刃物、カッター等）とみなされる物等 ●利用者個人で状態が異なりますので、無断で食べ物等を配らないようお願い致します。
面 会	面会時間は9：00～19：00となります。
食 事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。
施設・設備上の使用上の注意	●居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ●故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ●入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められた場合には、入居者の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合にはご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 ●当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙・飲酒	施設内では、禁煙、禁酒となっております。

## 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生については、入居者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7. 身体拘束について

事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。事業所は、前項のような緊急やむを得ない場合は、直ちに家族へ連絡をすると共に、身体拘束の同意を求めるとします。

## 8. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。サービス担当者会議等において、入居者及びご家族の個人情報を居宅介護支援事業者等に必要に応じて提供します。

また、秘密保持に関しては医療法人社団親和会個人情報保護規定に定めます。

# 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関する お知らせ

当事業所は、入居者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供＝インフォームド・コンセント＝および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

## 介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接介護職員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

## 介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、「相談窓口」に開示をお申し出ください。所定の手続き後、開示いたします。その際、開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

## 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当事業所が保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

## 個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用する他、事業所運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別表に記載します。

## ご希望の確認と変更

- ◆ 入居予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、入居者ご本人に連絡する場合があります。  
ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。  
ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申出下さい。

## 相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。  
個人情報保護相談窓口（事務室内設置の相談窓口）

医療法人社 団親和会 グループホーム庄屋の里

管理者 山名 裕子

## 別表：通常の業務で想定される個人情報の利用目的

### 【入居者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔当事業所内部での利用〕

- ・当事業所が入居者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの入居者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
  - －入退居等の管理
  - －会計・経理
  - －質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
  - －当該入居者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供〕

- ・当事業所が入居者等に提供する介護サービスのうち、
  - －入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - －他の医療機関等からの照会への回答
  - －入居者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当事業所での利用〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち、
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －看護職員・介護職員等の教育・研修
  - －満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち、
  - －外部監査機関への情報提供
  - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

## 重要事項説明同意書

年 月 日

### 重要事項説明事項

1. 事業所経営法人	8. 事業所を退居していただく場合
2. 利用事業所	9. 緊急時における対応方法
3. 居室等の概要	10. 残置物引取人の役割と料金
4. 職員の配置状況・勤務体制	11. 苦情窓口（当施設、公的機関）
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	12. 重要事項説明付属文書
6. 入居中の医療提供	13. 運営規定（別紙）
7. 入退居に当たっての留意事項	14. 看取り指針（別紙）

グループホーム庄屋の里のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき上記の項目について重要事項の説明を行いました。

説明者 グループホーム 庄屋の里  
役 職 管理責任者  
氏 名 伊藤 尚 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、グループホーム庄屋の里のサービス提供に同意しました。

また、代理人は入居者の残置物引取人となることを承諾し、入居者の契約が終了した際には残置物を引き取ります。

入居者  
住 所  
氏 名 印

入居者代理人（入居者との続柄）  
住 所  
氏 名 印

## 入 居 契 約 書

医療法人社団親和会 理事長 衛藤龍（以下「甲」という。）、甲が設置するグループホーム庄屋の里のサービス提供を受ける入居者（以下「乙」という。）との間に下記のとおり入居契約を締結する。

### 記

尚、入居契約締結にあたって入居契約内容は重要事項説明事項とし、甲は誠実にその責務を果たすものとする。

また、乙は提供されるサービスについて、甲の重要事項の説明を受け、納得の上で甲のサービス提供に同意することを約し、ここに入居契約を締結する。

乙の契約代理人はこれを連帯保証し極度額 900,000 円として支払いが怠った場合は支払う。

契約事項を確実にするため重要事項説明書及び付属書類、入居契約書を双方保管するものとする。

年 月 日

甲 大分県大分市大字上判田 3433 番地  
医療法人社団 親和会  
理事長 衛藤 龍 印

乙 契約者  
住 所  
氏 名 印

乙の契約代理人・残置物引取人

住 所  
氏 名 印

## 個人情報に関する同意書

グループホーム庄屋の里に入居するにあたり、『介護・診療情報の提供および個人情報に関するお知らせ』及び『通常の業務で想定される個人情報の利用目的』を受領し、これらの内容を十分理解した上で個人情報の利用に同意いたします。

年 月 日

大分県大分市大字上判田 3433 番地

医療法人社団 親和会

理事長 衛藤 龍

印

入居者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印